平成３０年（フ）第３７２号
大阪市港区築港２丁目７番４―500号、前住所大阪市港区港晴２丁目７番１―430号
債務者　今井　健仁
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３９７号
大阪市生野区中川２丁目４番７号
債務者　新川　　優
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４１２号
大阪府茨木市丑寅２丁目４番20号グリーンハイツ308号
債務者　西　ゆかり
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６９６号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号、前住所大阪府大東市北条３丁目５番８号
債務者　村上　美紀
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７００号
大阪府豊中市大黒町３丁目18番51号　201号
債務者　段　　敦則
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７０２号
大阪府豊中市上野西２丁目15番３―102号、前住所大阪府豊中市西泉丘２丁目2397番地の２（505号）
債務者　金澤　光隆
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７１１号
大阪府吹田市五月が丘西６番３―508号
債務者　槇岡　輝美
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７２９号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目８番９―308号
債務者　山崎　幸治
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７９５号
大阪市都島区高倉町１丁目13番５―401号
債務者　有馬　　勘
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８２２号
大阪府守口市金田町２丁目59番12―103号
債務者　深水　千尋
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８２６号
大阪市西淀川区福町２丁目11番５号　リバーサイドふよう
債務者　石井　　勲
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８３１号
大阪市生野区新今里５丁目１番19―405号
債務者　鈴木　彰一（旧姓東村）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４３号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番16―304号
債務者　安影　美香
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第５５号
大阪府阪南市光陽台２丁目19番28号
債務者　坂下　　直
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
大阪府阪南市光陽台２丁目19番28号
債務者　坂下　久惠
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
兵庫県川西市霞ヶ丘１丁目２番７号206、前住所兵庫県川西市大和西５丁目23番地の11
債務者　竹井菜津子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係